

2024年9月9日

## 株式分割に関するよくあるご質問

株式会社四電工

当社は、2024年7月31日開催の取締役会において株式分割を決議いたしました。本件につきまして、株主の皆さまに株式分割についてより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

### Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか

当社株式1株につき3株の割合をもって株式を分割し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図るためです。

### Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変更ありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主さまがお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。保有する株式の数は3倍となり、1株あたりの純資産額は3分の1となります。

### Q3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか

2024年10月1日をもって、ご所有の株式数は3倍になりますが、1株あたりの配当金が3分の1となる予定ですので、今後の業績変動などの他の要因を除いて、お受け取りになれる配当金の総額に株式分割が影響を与えることはございません。

なお、2024年9月30日を基準日とする中間配当金につきましては、株式分割前の株式に対する配当金額になりますので、1株あたりの配当金も株式分割実施前の金額となることにご留意ください。

**Q4. 所有している株式数と議決権数はどのようになりますか。**

個々の株主さまの 2024 年 9 月 30 日時点の株主名簿に記録された株式数に 3 を乗じた株式数を 2024 年 10 月 1 日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数 ※	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数 ※	議決権数
例①	100 株	—	1 個	300 株	—	3 個
例②	50 株	50 株	—	150 株	50 株	1 個
例③	160 株	60 株	1 個	480 株	80 株	4 個
例④	30 株	30 株	—	90 株	90 株	—

※単元未満株式については、株式に応じた配当金をお受け取りいただけますが、株主総会の議決権がありません。

**Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか**

株主さまが当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをしていただく必要はございません。

**Q6. 単元未満株について何か手続きをしなければならないのですか**

単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。ご希望により単元未満株式に対し、以下の制度をご利用いただくことができます。

I. 単元未満株式の買増制度（100 株への買増）

株主様が所有する単元未満株式と合わせて 1 単元（100 株）となるよう、当社株式を売り渡すことを当社に対し請求できる制度です。

II. 単元未満株式の買取制度

会社法 192 条第 1 項の規定に基づき、株主さまが所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主さまは、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主さまは、特別口座の口座管理機関である三菱 UFJ 信託銀行株式会社までお問い合わせください。

**Q7. 株式の売買停止期間はありますか**

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は2024年9月26日（木）までとなります。

2024年9月27日（金）から新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買取請求停止期間は、9月25日（水）から9月30日（月）、買増請求停止期間は9月12日（木）から9月30日（月）となっております。

**Q8. 最低投資金額への影響はありますか**

最低投資金額は、理論上3分の1となります。

（ご参考）株式分割前の当社株価が3,600円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額 360,000円（株価×単元株数）

株式分割後の最低投資金額 1,200（株価）×100株（単元株式数）=120,000円

**Q9. 株式分割のスケジュールを教えてください。**

2024年7月31日（水） 取締役会決議

2024年9月26日（木） 現在の株価・保有株式数での当社株式売買の最終日

2024年9月30日（月） 株式分割の基準日

2024年10月1日（火） 株式分割の効力発生日

2024年10月下旬 株主さまへ「株式分割手続き完了のお知らせ」を発送

**◆株式分割に関するお問い合わせ先**

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株式名簿管理人までお問合せください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話：0120-094-777